

○鯉ヶ沢町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例

平成27年9月25日

条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)の第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務並びに次項の事務及び第3項の事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって、当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって、自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例又は規則の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例又は規則の規定

により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1(第3条第1項関係)

機関	事務
1 町長	鯨ヶ沢町重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和59年条例第13号)による重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	鯨ヶ沢町子ども医療費給付条例(平成5年条例第15号)による子ども医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	鯨ヶ沢町ひとり親家庭等医療費給付条例(平成8年条例第16号)によるひとり親家庭等医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	鯨ヶ沢町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和58年条例第7号)による弔慰金及び見舞金の支給、援護資金の貸付に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	学校教育法(昭和22年法律第26号)による就学援助制度に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第3条第2項関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町長	鯨ヶ沢町重度心身障害者医療費の助成に関する条例による重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 町長	鯨ヶ沢町子ども医療費給付条例による子ども医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 町長	鯨ヶ沢町ひとり親家庭等医療費給付条例によるひとり親家庭等医療費給	地方税関係情報、生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情

	付に関する事務であって規則で定めるもの	報であって規則で定めるもの
4 町長	鯉ヶ沢町災害弔慰金の支給等に関する条例による弔慰金及び見舞金の支給、援護資金の貸付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3(第4条第1項関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校教育法による就学援助制度に関する事務であって規則で定めるもの	町長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの

○鯨ヶ沢町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則

平成27年9月25日

規則第36号

(目的)

第1条 この規則は、鯨ヶ沢町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。
(別表第1の規則で定める事務)

第3条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 鯨ヶ沢町重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和59年条例第13号)第4条第1項の受給者証等の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 鯨ヶ沢町重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則(昭和60年規則第2号)第3条第3項の交付台帳の整備に関する事務

第4条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 鯨ヶ沢町子ども医療費給付条例(平成5年条例第15号)第4条第1項の受給資格の認定申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 鯨ヶ沢町子ども医療費給付条例施行規則(平成5年規則第11号)第6条第1項の更新申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第5条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 鯨ヶ沢町ひとり親家庭等医療費給付条例(平成8年条例第16号)第4条の資格証の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 鯨ヶ沢町ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則(平成8年規則第16号)第6条第2項の更新申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第6条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、鯨ヶ沢町災害弔慰金の支給等に関する

条例(昭和58年条例第7号)第3条の給付、貸付申請書の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第7条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の要保護児童生徒認定又は準要保護児童生徒認定申請書の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

(別表第2の規則で定める事務)

第8条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、鱈ヶ沢町重度心身障害者医療費の助成に関する条例第4条第1項の受給者証等の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は当該申請を行う者と同一の世帯に属する者若しくは扶養義務者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条第2号ロに規定する市町村民税に関する情報(以下「市町村民税に関する情報」という。)又は同令第8条第1号イに規定する生活保護実施関係情報(以下「生活保護関係情報」という。)とする。

第9条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、鱈ヶ沢町子ども医療費給付条例第4条第1項の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査及び鱈ヶ沢町子ども医療費給付条例施行規則第6条第1項の更新申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、保護者に係る市町村民税に関する情報とする。

第10条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、鱈ヶ沢町ひとり親家庭等医療費給付条例第4条の資格者証の交付の申請に係る事実についての審査及び鱈ヶ沢町ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則第6条第2項の更新申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は当該申請を行う者と同一の世帯に属する者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報、生活保護関係情報又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号ロに規定する中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。

第11条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、鱈ヶ沢町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和58年条例第7号)第3条の受給資格の審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、対象者と同一世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報とする。

(別表第3の規則で定める事務)

第12条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第

19条の援助の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報とする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。